

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学資金管理規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第38号

(目的)

**第1条** この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の資金の調達及び運用に関し必要な事項を定め、その業務の安全かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** 法人の資金の管理については、公立大学法人沖縄県立芸術大学財務及び会計に関する規則（令和3年沖芸大規則第7号。以下「会計規則」という）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第3条** 資金管理とは、法人の資金の調達と運用に関するすべての業務をいう。

(資金管理方針)

**第4条** 理事長は、安全性、流動性、効率性に基づいて資金管理を行うため、資金管理方針を作成する。

2 資金管理方針は、理事会の議を経て決定する。

(資金管理計画)

**第5条** 会計責任者は、前条の資金管理方針に基づき、当該年度の資金管理計画を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 前項の資金管理計画は、年次、四半期及び月次ごとに作成し、収入の種類、収納の時期及び金額並びに支出の時期及び金額その他必要な事項を記載するものとする。

3 会計責任者は、必要に応じて資金管理計画を見直し、理事長に報告しなければならない。

(資金管理計画の実績報告)

**第6条** 会計責任者は、四半期ごとに資金管理実績を理事長に報告しなければならない。

(資金調達)

**第7条** 法人の運営に要する資金は、運営費交付金、学生納付金、寄附金、補助金及びその他の収入により調達する。

(長期借入金)

**第8条** 会計責任者は、第5条第1項の資金管理計画に基づき、長期借入金が必要と認めるときは、理事長に報告しなければならない。

(短期借入金)

**第9条** 会計責任者は、一時的資金の不足を調整するため、会計規則第27条に規定する短期借入を行う必要があると認めるときは、借入先、借入金額、借入利率、返済期限、担保の有無等を検討し、理事長に報告しなければならない。

(資金の運用)

**第10条** 資金は、資金管理計画に基づき、適切に管理して安全有利に運用しなければならない。

ない。

(資金運用の対象)

**第 11 条** 法人の資金運用は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 43 条に定める運用方法により行わなければならない。

2 資金運用方法の選択、銀行等の選択、限度額および期間の基準については別に定める。

(委任)

**第 12 条** この規定に定めるもののほか、この規定を実施するための必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**（令和 3 年 4 月 1 日理事長決裁）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。